

〔納税準備預金〕

1. 商品名	・ 納税準備預金
2. 販売対象	・ 個人、法人
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 原則として、預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合は以下のとおりとなります。 <租税納付以外の目的で払戻した場合> ・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります（非課税法人は除きます）。 ※ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。
8. 手数料	・ ありません。
9. 付加できる 特約事項	・ ありません。
10. 中途解約時の 取扱い	・ 定めはありません。
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・ なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。